

皆さんのお越しを
お待ちしております！



NEW 図書館が使いやすく便利に

システムの更新に伴い、図書館に便利な機能が追加されました。変更点は、次のとおりです。この機会にぜひ図書館を利用してみませんか。



問 ふるさとライブラリー ☎ 985-4140

みんなで郷土をきれいにしましょう

町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

この清掃活動は、昭和45年から続く歴史ある取り組みです。私たちの住むまちを自分たちの手できれいにしましょう。

▼日時 6月3日(土) 9時～
※雨天時は、6月17日(土)に延期します。

▼場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など
※参加申し込みは不要です。

▼塩屋海岸の様子



問 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

国民年金の任意加入制度を知っていますか

老齢基礎年金を受給するには、国民年金保険料の納付済み期間や免除期間などが10年以上必要です。また、20歳から60歳までの40年分の保険料を納めなければ満額受給はできません。

60歳までに受給資格を満たしていない場合、納め忘れなどで納付済み期間が40年に満たない場合は、65歳になるまで任意加入する

ことができます。保険料の納付方法は、原則口座振替です。次の必要書類を持って窓口にお越しください。

▼必要書類 年金手帳、預金通帳、口座の届け出印

問 松山西年金事務所国民年金課 ☎ 925-5105

町民課住民係 ☎ 985-4106

2 予約した本の到着をメールでお知らせ



予約した本の貸し出し準備が完了したら、電話だけでなくメールでもお知らせできるようになりました。メールでのお知らせを希望する人は、ホームページからログイン後、メールアドレスを登録してください。

1 ライブラリーカードがあればインターネット予約が可能

事前登録は不要です。ライブラリーカードの利用者番号と生年月日8桁(西暦)で、ホームページ(右のQRコード)からログインしてください。



4 自動貸し出し機が使えます



本の裏のバーコードを読み取って、自分で簡単に本を借りることができます。

3 検索機が便利に

検索機で本を検索すると、レシートが発行されるようになりました。レシートを見ながら、本を探せます。



6 スマホがライブラリーカードの代わりに

スマホでホームページからログインすることで、カードを持ち歩かなくても本を借りることができます。



5 読書記録帳を発行

読んだ本を自動で印字。「あれ?この本前に読んだっけ?」がなくなります。大人も子どもも無料です。



飼い犬・飼い猫・地域猫が対象 不妊去勢手術費用を助成します

犬と猫の不必要な繁殖や、周囲に対する危害・迷惑を未然に防止することを目的に、不妊去勢手術の費用を助成します。

繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術を検討しましょう。

▼助成条件

- 1 愛媛県内の動物病院で、令和5年4月1日～6年3月29日に手術をしていること
- 2 飼い主は、町内在住で、動物取扱業を営んでいないこと
- 3 犬は、登録し、令和5年3月2日～6年3月29日に狂犬病予防接種を完了し、注射済票が交付されていること
- 4 町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと
- 5 地域猫の場合は除く

※地域猫の場合を除く
5 町内で飼育している犬・猫か、保護した地域猫(特定の飼い主はいるが、地域住民が共同で世話をしている猫)であること

▼申請方法
手術後、助成金交付申請書兼請求書に獣医師からの証明をもらった上で、町民課窓口へ直接提出してください(郵送不可)。

※申請書類は町ホームページ(次

のQRコード)からダウンロードできるほか、町民課窓口にあります。必ず、記載上の注意事項を町ホームページで確認し、正確に記入してください。

▼助成金額

飼い犬・飼い猫 2300円
地域猫 4000円

※助成金額を超える部分は自己負担となります。

▼受付期限 6年3月29日(金)
※予算額の上限に達した場合は、期限内でも締め切ります。



▼申請先・問い合わせ

町民課生活環境係 ☎ 985-4117

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

次のとおり令和5年度新型コロナウイルスワクチン接種を開始します。

接種期間

5月8日(月)～8月31日(木)

接種対象者

初回接種を完了し、前回の接種から3カ月以上経過している次のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人
- ② 5～64歳で基礎疾患がある人
- ③ 医療従事者、高齢者・障がい者施設等従事者

※12～64歳で基礎疾患がある人か、③に該当する人は、申請が必要です。インターネット(次のQRコード)か健康課窓口で接種の申請をしてください。



使用するワクチンの種類

オミクロン株対応2価ワクチン ※5～11歳の方は、小児用オミクロン株対応2価ワクチンです。

接種券はどうなるの？

接種対象者のうち、まだオミクロン株対応2価ワクチンを接種していない人は、既に届いている接種券を使用できます。

65歳以上で、既にオミクロン株対応2価ワクチンを接種した人は、前

回の接種から3カ月経過した人から順次発送します。

詳細は、町ホームページ(次のQRコード)でご確認ください。



9月以降の接種については、詳細が決まり次第、広報まさきや町ホームページでお知らせします。

子どものワクチン接種

小児用オミクロン株対応2価ワクチンの接種が始まっています。

接種期限

8月31日(木)

接種対象者

5～11歳で初回接種を完了した人

5月8日からは追加接種も可能

接種対象者のうち、次の①～③全てに該当する人は、接種期限までに小児用オミクロン株対応2価ワクチンをさらに1回追加接種できます。

- ① 基礎疾患がある人
- ② 5月7日までに小児用オミクロン株対応2価ワクチンを接種した人
- ③ 前回の接種から3カ月以上経過した人

健康課総務係 ☎985-4153

農業での野焼きにご理解を

【町民の皆さんへ】

廃棄物の焼却は法律で禁止されていますが、次のように農業を営むため、やむを得ないものは例外で認められています。

- ・稲わら、麦わらなどの焼却
- ・害虫駆除のための枯れ草の焼却

●野焼きの必要性

稲わらなどを焼却して田んぼにすき込むことにより、地力を高めて収穫量を向上させることを目的に行われています。特に本町で多い二毛作では、次の作物の播種までの期間が非常に短いことから、稲わらなどをより早く分解させるために野焼きを行い、すき込む必要があります。

町民の皆さんは、農業を営む野焼きに対して、ご理解をお願いします。



【農家の皆さんへ】

野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

▼実施前

- ① 消防署に届け出をする(消防署が事前に知るためのもので、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です)。
- ② 周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないように努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
- ③ わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
- ④ すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
- ⑤ 風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。



※農業用廃ビニールなどの焼却は認められていないのでご注意ください。

▼実施中

風の影響で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

▼実施後

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

●産業課農業振興係

松前消防署 ☎984-3404

令和4年度フレッシュBOXに39件 貴重なご意見ありがとうございました

令和4年度中に、フレッシュBOX OX(意見箱)に寄せられたご意見やご要望は39件でした。

この制度は、町民の皆さんの町政に対するご意見から施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課を通じて文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【4年度改善例】

(要望)松前公園多目的広場の夜間照明の使用料が高額であるため減額してほしい。↓使用の態様に応じた点灯パターンを設け、希望に応じて利用者が選択できるように条例改正を行いました。



寄せられた意見の内訳	
保険・医療・福祉	3件
道路・水路整備	3件
環境・ごみ問題	1件
教育・文化	0件
施設管理	6件
防災	2件
窓口対応など	3件
その他(大字への要望等)	21件
合計	39件

総務課広報広聴係 ☎985-4132



障がいがある人の自動車税・軽自動車税(種別割)を免除します

▼対象 障がい者本人が所有する自動車(18歳未満の人または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持っている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む)を次のいずれかの人が運転する場合 ※1台に限る。

- ① 障がい者本人
- ② 障がい者と生計を一にする家族
- ③ 障がい者だけの世帯の、障がい者を常時介護する人

▼申請に必要なもの

【共通】①減免申請書②各種手帳③運転免許証(運転者のもの)

【軽自動車税のみ】①納税通知書②車両所有者の「マイナンバーカード」か「マイナンバー」が確認できる書類と本人確認書類(運転免許証など) 【自動車税のみ】①自動車検査証②本

松前町はあなたにとって暮らしやすい町でしょうか。ご意見やご要望をぜひお寄せください。提出の際は、住所、氏名、電話番号などを記入してください。

【意見・要望方法】

- ▼フレッシュBOX 役場庁舎1階ロビー設置のBOXに投函
- ▼郵送 〒791-3192
- 松前町大字筒井631番地
- 松前町役場 総務課広報広聴係
- FAX 985-4148
- ▼メール 町ホームページから各担当係宛に送信
- ▼インターネット フレッシュBOX OX電子版(左のQRコード)から送信

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能・言語障がい・そしゃく機能の障がい	3級(喉頭摘出のみ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
上肢機能移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		
じん臓機能障がい	1級・3級	
呼吸器機能障がい		
ぼうこう・直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい		

◎療育手帳の区分 A判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

地域の皆さんで

ニユースポーツを楽しみませんか

「ニユースポーツ」とは、子どもから大人まで誰でも、いつでもどこでも、いつまでも気軽に楽しめるスポーツのこと。

地域の皆さんでニユースポーツを楽しめるよう、次のスポーツの道具を貸し出します。希望する場合は、社会教育課スポーツ振興係までお問い合わせください。

【ディスコン】

赤と青の2チームに分かれて、1チーム6枚、それぞれのチームの色の円盤を投げます。どちらが黄色のポイントに近付いているかを競うスポーツです。

▼貸し出し数 2セット
6畳間以上のスペースがあれば、屋内外問わずどこでも実施可能。



【モルック】

ボーリングのようにモルック（木製の棒）を投げて、スキットル（ピン）を倒して点数を競います。モルックを投げて倒れたスキットルの得点を加算していき、先に50点びつたりになったチームが勝ちです。

▼貸し出し数 5セット
屋内外問わずどこでも実施可能。スキットルを立てたり拾ったりする動作は軽い運動になります。投げる時は集中力を高め、点数計算は認知症予防にも効果的です。



◀ 4月16日、上高柳地区で行われたモルックの様子

子どもから高齢者までが楽しく参加。とても盛り上がりました。



社会教育課スポーツ振興係

985-4135

松前の防災力

危機管理課危機管理係
☎ 989-5103
FAX 984-6272

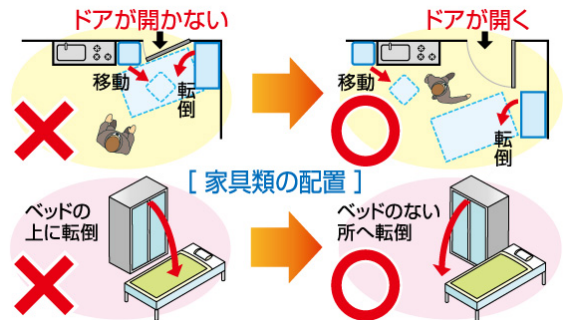
手軽にできる地震対策 家具のレイアウトを見直そう

松前町公式防災フェイスブックページ



大規模地震の発生時には、家屋の倒壊による死傷者に目が向きがちですが、もう一つ注意しなければならないのは「家具の転倒」です。

家具類の転倒などを防止するには、「固定」が最も有効。しかし、「柱に傷をつけたくない」などの理由でためらう人も多いのではないのでしょうか。そんな人は、右の図のように家具のレイアウトを変えてみましょう。地震発生時、家具がどのように転倒するかを想定し、位置や向きを工夫して配置するだけで、けが防止につながります。



(出典) 東京消防庁HP「広報とうきょう消防第6号」